

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 24 日

ミナミウカテン

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 南工務店

住所 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2294-014

代表者氏名

ミナミタツシ

南 達人

電話番号

0746-32-5225

FAX番号

0746-32-1785

メールアドレス

minami@zd5.so-net.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	✓
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 24 日

届出者

ミタニ コウムテ
(株) 南エヌ商店
〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上布2294-14
代表者氏名 南 達人

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ミタニ コウムテ 株式会社 南エヌ商店		
住 所	〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上布2294-14		
フリガナ 代表者の氏名	ミタニ タツム 代表取締役 南 達人		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 南由男	代表取締役 南 達人	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和2年9月24日

申請者

氏名又は名称

(株)南工務店

住 所

奈良県吉野郡吉野町上市2294-14

代表者 氏名

代表取締役

南達人



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県吉野郡吉野町大字上市 2294 番地の 14
株式会社南工務店

会社法人等番号	1500-01-016163	
商 号	株式会社南工務店	
本 店	奈良県吉野郡吉野町大字上市 2294 番地の 14	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 2 年 5 月 8 日	
目的	1. 土木・建築工事の設計、施工、請負 2. 建物の建築、設計、施工 3. 建売住宅の販売 4. 宅地造成及び管理 5. 不動産の売買、仲介、斡旋 6. 地域開発並びに空き家有効利用に関する企画・調査・実施・監理 7. 地域活性化を目的とした簡易宿泊所の企画運営 8. 上記各号に附帯関連する一切の業務 平成 27 年 5 月 19 日変更 平成 27 年 5 月 21 日登記	
発行可能株式総数	800 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800 株	平成 18 年 7 月 20 日変更 平成 18 年 7 月 24 日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記	
資本金の額	金 4000 万円	平成 18 年 7 月 20 日変更 平成 18 年 7 月 24 日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

奈良県吉野郡吉野町大字上市 2294番地の14
株式会社南工務店

役員に関する事項	<u>取締役</u>	南 達 人	平成21年 2月25日重任
			平成21年 3月10日登記
	<u>取締役</u>	南 達 人	平成31年 2月27日重任
			平成31年 3月 8日登記
	<u>取締役</u>	南 行 子	平成21年 2月25日重任
			平成21年 3月10日登記
	<u>取締役</u>	松 本 圭 子	平成21年 2月25日重任
			平成21年 3月10日登記
	<u>取締役</u>	松 本 圭 子	平成31年 2月27日重任
			平成31年 3月 8日登記
	<u>取締役</u>	南 綾 子	平成24年12月28日就任
			平成25年 1月11日登記
	<u>取締役</u>	南 綾 子	平成31年 2月27日重任
			平成31年 3月 8日登記
	<u>奈良県吉野郡吉野町大字上市 2294番地の15</u>		平成21年 2月25日重任
	<u>代表取締役</u>	南 達 人	平成21年 3月10日登記
	<u>奈良県吉野郡吉野町大字上市 2294番地の15</u>		平成31年 2月27日重任
	<u>代表取締役</u>	南 達 人	平成31年 3月 8日登記
	<u>監査役</u>	松 本 恵 一	平成19年 3月30日重任
			平成19年 4月 5日登記
	<u>監査役</u>	松 本 恵 一	平成29年 3月31日重任
			平成29年 4月 4日登記
	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</u>		
			平成29年 4月 4日登記

奈良県吉野郡吉野町大字上市 2294 番地の 14
株式会社南工務店

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により 平成 16 年 10 月 1 日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

令和 2 年 9 月 24 日
奈良地方法務局五條支局
登記官

大 前 篤 央



株式会社南工務店 定款

平成18年5月1日 改訂



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社南工務店と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木・建築工事の設計、施工、請負
2. 建物の建築、設計、施工
3. 建売住宅の販売
4. 宅地造成及び管理
5. 不動産の売買、仲介、斡旋
6. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県吉野郡吉野町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当会社の株式について、株券を発行する。

(株券の種類)

第 7 条 当会社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、取締役会の承認

を受けなければならない。

(売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を売渡すことを請求することが出来る。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第10条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条1項各号に掲げる事項は、取締役会の議決によって定める。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第11条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第13条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第14条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することが出来る株主とする。
② 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第16条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当

会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長になる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することが出来る。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもつて作成する。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第25条 当会社は取締役会を置く。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。

(取締役会の招集及び議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び、監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。
- ③ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することが出来る。

(取締役会の決議方法等)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 取締役会の決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることが出来るものに限る）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす、但し、監査役が当該事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会議事録については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行うものとする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設置等)

第32条 当会社は、監査役を置く。

- ② 当会社の監査役は1名以上とする。
- ③ 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(選任方法)

第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

平成22年10月 日

当会社現行定款に相違ありません。

奈良県吉野郡吉野町大字上市2294番地の1

株式会社 南工務店

代表取締役 南 達人

（捺印欄）

（捺印欄）

現行のものと相違ありません

令和ニ年九月二十四日

奈良県吉野郡吉野町上市2294-14

株式会社 南工務店

代表取締役 南達人

